

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 三五
- 道路の区域を変更する件二件 三六
- 道路の供用を開始する件 三七
- 福島県選挙管理委員会 三七
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 三七

## 告 示

### 福島県告示第七百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市河原町一六三番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

### 福島県告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
菊地直吉 五十嵐和希 芳賀留五郎
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第六百七十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

### 福島県告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
渡辺利左衛門 渡辺喜八
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第六百四十六号）によること。

（商業まちづくり課）

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第七百四十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名  
大谷正信 大谷正信

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第六百四十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第七百四十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名  
新田云 新田光

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第六百四十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**福島県告示第七百四十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変 更 後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石筵 本宮線	安達郡大玉村玉井字庚	変更前	A 四・八}	一、三三八・四
	申二八二番三地先から		二四・〇	
	同 郡同 村玉井字午			
	房内四二番地先まで			
	安達郡大玉村玉井字午	B 四・八}		一、〇八三・三
	房内四二番地先から		一六・二	
	同 郡同 村玉井字町			
	尻三八番一地先まで			
	安達郡大玉村玉井字庚	C 七・五}		二、七〇八・〇
	申二九八番一地先から		一五・〇	
同 郡同 村玉井字町				
尻三九番一地先まで				
安達郡大玉村玉井字庚	変更後		A 四・八}	一、三三八・四
申二八二番三地先から			二四・〇	
同 郡同 村玉井字午				
房内四二番地先まで				
安達郡大玉村玉井字午	B 四・八}		一、〇八三・三	
房内四二番地先から			一六・二	

同 郡同 村玉井字町 尻三八番一地先まで 安達郡大玉村玉井字庚 申二八四番二地先から 同 郡同 村玉井字町 尻三九番一地先まで	C 一〇・五 二六・五	二、八四四・五
--	-------------------	---------

(道路計画課)

福島県告示第七百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石筵 本宮線	安達郡大玉村玉井字庚 申二八二番三地从先から 同 郡同 村玉井字午 房内四二番地先まで 安達郡大玉村玉井字午 房内四二番地先から 同 郡同 村玉井字町 尻三八番一地先まで 申二八四番二地先から 同 郡同 村玉井字町 尻三九番一地先まで	変更前	A 四・八 二四・〇	一、三三八・四
	安達郡大玉村玉井字庚 申二八四番二地先から 同 郡同 村玉井字町 尻三九番一地先まで	変更後	C 一〇・五 二六・五	二、八四四・五

福島県告示第七百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道石筵本宮線	安達郡大玉村玉井字庚申二八四番 二地先から 同 郡同 村玉井字反田一七九番 一地先まで	平成二十九年十一月二十四日

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十号

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)第八条第四項(第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十一月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
医療法人一陽会病院	社会医療法人一陽会一陽会病院	平成二十二年一月一日
福島第一病院	社会医療法人福島厚生会 福島第一病院	平成二〇年一月一日
社会福祉法人多宝会特別	社会福祉法人多宝会特別	平成二二年八月三〇日

医療法人安積保養園併設 介護老人保健施設啓寿園	医療法人安積保養園附属 あさかホスピタル	養護老人ホームアリアヴァー レ宝生会
社会医療法人あさかホス ピタル併設介護老人保健 施設啓寿園	社会医療法人あさかホス ピタル	養護老人ホームアリアヴァー レ宝生園
平成二九年一月一日	平成二九年一月一日	